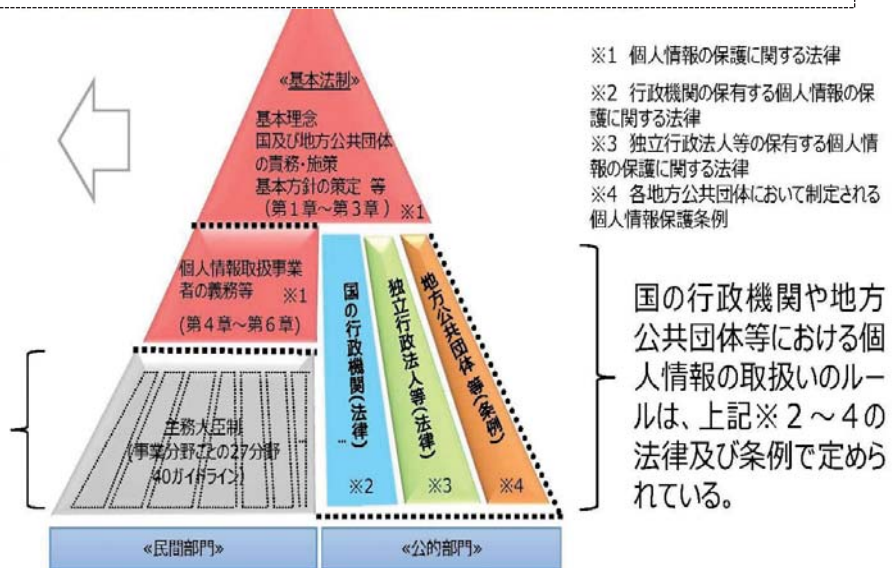


日本の個人情報保護法制（保護3法＋条例）

- 1) 個人情報保護法＝基本理念＋民間事業者＋特定個人情報（マイナンバー事務）
- 2) 行政機関個人情報保護法
- 3) 独立行政法人等個人情報保護法
- 4) 各自治体の個人情報保護条例

個人情報保護法（右図赤色）は、
①官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念等を定めた部分と、
②民間の事業者における個人情報の取扱いのルールを定めた部分から構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業等を所管する各省庁が、27分野・38のガイドライン（平成27年9月1日現在）を策定し、所管の事業分野の事業者を監督。



「個人情報保護法の改正概要」（平成27年11月内閣官房IT総合戦略室）より抜粋
 出典：平成27年11月17日第1回ゲノム医療等実用化推進TF資料4
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Dajinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/151117_tf1_s4.pdf

デジタル化推進のための個人情報保護法制一本化

* 個人情報保護法3年毎の見直し規定（2015改正法附則第12条第3項）

* 利活用のため保護3法を（緩い方に）揃える（2020.8「中間整理」）

- ・ 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、官民の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ利活用の支障に⇒是正の必要
- ・ 国境を超えたデータ流通⇒GDPRなど国際的な制度調和の必要
⇒保護3法を統一し、個人情報保護委員会が一元的に所管

* 見直しの焦点

1) 医療・学術分野における（保護3法の）規律の統一

- ・ 民間か公的部門かにより規制が異なり連携医療や共同研究に支障
- ・ 匿名加工情報（民間）と非識別加工情報（公的部門）が分かりにくく利活用に支障
※匿名加工情報は個人情報ではない、非識別加工情報は個人情報
⇒公的部門でも原則として民間部門と同様の規律を適用

2) 円滑な利活用の支障と見なして、自治体条例の国基準化（「2000個問題」）

行政デジタル化を含め社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府方針
⇒データ利活用の円滑化への取組を一層加速させる必要

※「検討に当たっては、地方公共団体において大量の個人情報を保有しており、当該個人の権利利益の保護に向けて、これらの取扱いに関し、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要」（「中間整理」42頁）

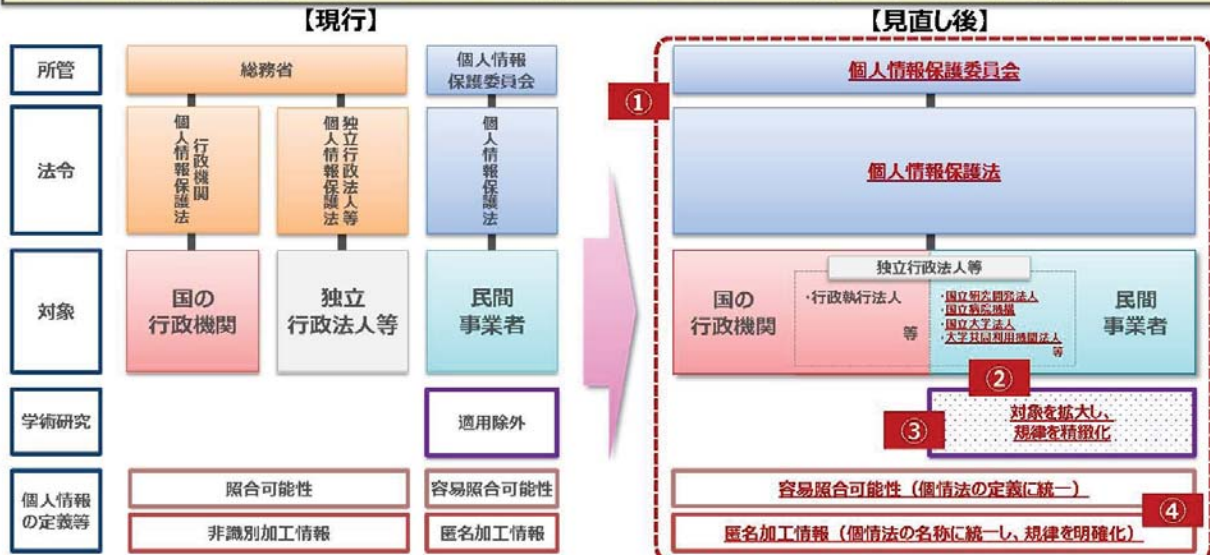
関連 3 法一本化の全体像

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理(概要)」
2020年8月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース

個人情報保護制度見直しの全体像

2

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合し、所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野や学術分野の独法等には、原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用。その一環として、個人情報保護法の学術研究に係る適用除外規定を見直した上で、国立研究開発法人や国立大学法人にも対象を拡大。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を官民で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、今後、地方公共団体の意見を十分聞きながら、有識者検討会において具体的な検討を行うこととし、年内を目途にその結果を本タスクフォースに報告させることとする。

個人情報の定義を緩い方に一本化

「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理(概要)」

個人情報の定義の統一（照合の容易性の扱い）

6

<現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

<対応の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、両部門における「個人情報」の定義を統一する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用する。
3. その際、公的部門において保護の対象となる情報の範囲が現在よりも狭まることを回避するため、一元化の機会に、例えば、政府の解釈として、以下の内容を明確化する。

行政機関は、民間の個人情報取扱事業者との対比では、全体を内閣の統轄の下にある一つの組織とみることが可能であり、照合可能なデータベースが他の行政機関に存在する場合であっても、一定の手続きを踏めば照合できる場合には、近年のIT化の進展を踏まえれば、容易に照合できると評価し得る。

4. また、行政機関等に対する開示請求権に係る規定が情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有すること等を踏まえ、開示請求権等の一部の規律については、規律の対象となる情報の範囲が変わらないこと（＝「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」こと）を条文上明記する。

公的部門の保護の対象が狭まる ⇒ 法律の定めから「解釈」に規制を緩めるデジタル化(官民情報の共有化)により照合の可能性はますます高まるのに！

匿名加工情報と非識別加工情報（用語の統一と規律の明確化）

＜現行法の整理＞

- ◆ 「匿名加工情報」（個人情報保護法）：非個人情報
 - ◆ 「非識別加工情報」（行政機関個情法等）：個人情報
- 内容と同じ（個人情報を同一基準で加工）
- ◆ 非識別加工情報（匿名加工情報）は行政機関等にとっては個人情報に該当し得るとの前提で規定している結果、行政機関等に適用される規律が一部不明確（例：自発的作成の可否、民間部門から取得した場合の扱い）

＜対応の方向性＞

1. 一元化の機会に、名称を「匿名加工情報」で統一する。

【理由】

- ① 同じ内容の情報が民間部門と公的部門とで異なる名称となることは、国民の目から見て極めて分かりにくい。
- ② 個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となるので、区別する理由がなくなる。

2. 一元化の機会に、匿名加工情報は行政機関等にとっても非個人情報であるとの前提で、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する。

【具体的内容】

- ① 匿名加工情報の作成は、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 安全管理措置の一環としての匿名加工も当然に可能
- ② 匿名加工情報の取得も、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で可能
⇒ 匿名加工情報を取得した場合、民間部門に準じた安全管理措置義務・識別行為禁止義務を課す
- ③ 匿名加工情報の提供は、以下の場合に限り可能
 - ア 提案公募手続を経て契約を締結した者に提供する場合
 - イ 法令の規定に基づく場合
 - ウ 加工元の個人情報の提供が可能な場合

個人情報保護条例「国基準化」の検討の方向

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

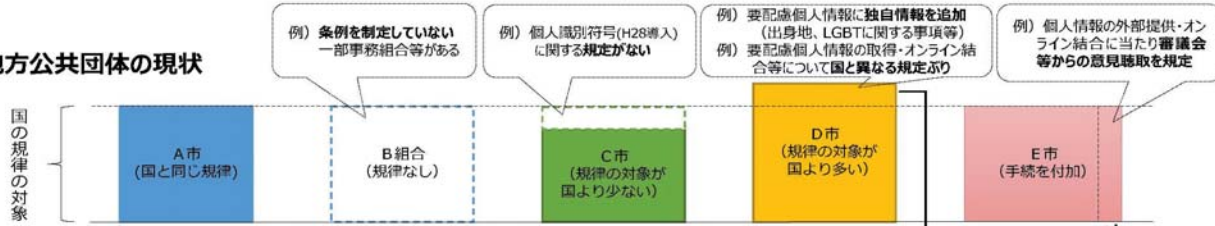
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
※ いわゆる「2000個問題」
① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和
例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

＜検討の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

個人情報保護条例を国・民間基準に揃える

地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）資料1 1

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。 **成長戦略への整合を追加強調**
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

10/30第9回検討会素案よりさらに利活用と国の統制へ

素案

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用
- ※⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- 例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
- 例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第10回（2020. 11. 27）資料1】

条例独自規定を原則否定し国の是正要求等関与を規定

地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間の規律の相違が解消される。
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。 ・ 地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに収れんされる。
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。 ・ 個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。 ・ 個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。 ・ 届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。 ・ 地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。 ・ 是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。 	<pre> graph TD A[国] -- "①是正の要求等" --> B[地方公共団体] B -- "②審査の申出 (①に不服があるとき)" --> C[国地方係争処理委員会] C -- "③報告等の措置" --> A B -- "②不作為に關する 訴えの提起 (地方公共団体が ①に係る措置を 講じないとき等)" --> D[高等裁判所] D -- "④関与に關する 訴えの提起 (③の勧告等に 不服があるとき等)" --> B </pre>

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第10回（2020. 11. 27）資料1】

自治体「審議会」は区民の人権保障と信頼される行政を目的

たとえば渋谷区の個人情報保護条例では

第1条(目的) この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除等を求める**区民の権利を保障**するとともに、**個人情報の適正な取扱い**に関し必要な事項を定めることにより、**区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現**を図ることを目的とする。

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85.1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87.2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36.2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42.6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1,270団体	72.9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1,570団体	90.2%
その他	91団体	5.2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会
第10回(2020.11.27)資料3

「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果(総務省自治行政局)22頁より】

国に先行して制定された個人情報保護条例

規定が自治体毎に違い個人情報利活用に支障と産業界・研究者から問題視(「2000個問題」)

個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》

検討開始時(平成11年)	都道府県 48.9%、市区町村 46.1%
法成立時(平成15年)	都道府県 100%、市区町村 73.6%
法全面施行時(平成17年)	都道府県 100%、市区町村 98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4総務省提出資料2頁】

「国民総背番号制」に対して作られてきた保護制度

国の個人情報保護法制

- 1970～ 省庁統一個人コード検討
国民総背番号制として反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)
⇒与党内にも反対広がり1983廃止
- 1988.12 行政機関電算処理個人情報保護法
- 1999.8 住基法改正(住基ネット導入)←反対
1999.6自公で3年後個人情報保護法制合意
- 2002.8 住基ネット開始
個人情報保護不備理由に自治体不参加・離脱
- 2003.5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法
- 2008.3.6 住基ネット最高裁判決
- 2013.5 番号法(+整備法・J-LIS法・内閣法改正)成立
→2014.1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015.9 番号利用拡大法・個人情報保護法改正
2016.1 個人情報保護委員会に改組
※2016.5行政機関個人情報保護法改正
→2017.5 全面施行(施行後3年毎見直し)
- 2020.6 個人情報保護法改正
漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等

自治体の個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住基オンライン化広がる
←国民総背番号制につながると反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例
5条からなる宣言的な条例
- 1976世田谷区電子計算組織の運営に関する条例
個人情報保護の具体的方策が体系的に規定
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例
初の電算処理以外の個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例
政令市で最初の条例
- 1990.3 神奈川県個人情報保護条例
都道府県で最初の条例
- 1990.12 東京都個人情報保護条例
- 2013～ 番号法に伴う条例改正
特定個人情報についての規定追加
- 2015～ 個人情報保護法改正による改正
要配慮個人情報、非識別加工情報など

なぜ自治体で先行して条例が作られてきたか

初の本格的な保護条例と言われた世田谷区電算条例(1976.7施行)の制定理由

電子計算機は便利な道具。しかし使い方を間違えると、人間の尊厳を侵す危険。

「区では、このような(プライバシーが侵害されるのではないかと)疑問を取り除き、電子計算機を**区の仕事処理する区民の道具**として位置づけ、その利用方針や運営について、**区民本位、区民参加**で決めていこうと考え、この条例を制定しました。」「この条例が、先導的な役割を果たして、各地方自治体や国による立法化が進むことを期待します。」

→住民情報利用は区の範囲内に限定して、区民参加で使うことを区民に約束

→背景に国民総背番号制への反対世論の高まり

「プライバシー保護」を条例化
なお国の規制を望む

さる6月24日の第2回定例区議会
で「電子計算機の運営に関する
条例」が可決されました。
これは、近年、電子計算機の利用
が普及し、利用技術が高度になっ
てきて、プライバシーの侵害が問
題になっていることから、区民の
プライバシー保護と、適正な運営
を図ることを目的として制定され
たものです。
条例は、基本的な個人の



秘密の保護を宣言し、区の事務処
理以外に電算機を利用しないこと、
個人の思想や信条、宗教、人種、
特別な社会的差別の原因となる事
項の記録を禁止する。また、電算
組織の民主的な運営を図るため、
区民、区議会議員の推薦者、区職
員各6名からなる審議会を設置す
る、などを柱とした11条からなっ
ています。

電子計算機は、私たちひとりひと
りの日常生活から切り離せないも
のになっていきました。
区でも、事務の効率化と福祉の向
上を図るため、6年前から電子計
算機を導入しています。

電子計算機は便利な道具です。し
かし、使い方を間違えると、人間
の尊厳を侵す危険もあります。

現在では、住民基本台帳、特別区
民税・都民税、国民健康保険、国
民年金、児童、老人、生活保護、
保育計算など広い分野の事務処理に
電子計算機の個人記録を使ってい
ます。

このような条例は、23区では初め
て、全国でも国立市が制定してい
るだけです。審議会を設置して
運営するケースは初めてとあって、
全国的に注目を集めています。

他方、国や都道府県をはじめ、民
間でも、金融、保険、証券、デバ
イト、病院、個人信用調査機関な
ど、あらゆる分野で電子計算機を
利用し、個人の記録をたくさん持
っています。

しかしこの条例だけで、電子計算
機を取り除く不安や疑問を完全に
取り除くものではありません。

このように各方面で個人情報に関
連する記録が、自分の記録がど
うなっているか、どのように使われ
ているか、また、お互いになんかの制
限もなく利用されたら「プライバシー
が侵害されるのではないか」とい
う疑問がでてきます。

この条例が、先導的な役割を果た
して、各地方自治体や国による立
法化が進むことを期待します。

東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(昭和51年7月施行時)

(目的)

第1条 この条例は、東京都世田谷区の電子計算組織(以下「電算機」という。)を適正に運営して**事務の近代化**を推進するとともに、**区民の基本的人権を守り、福祉の向上を図る**ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において電算機とは、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(処理事務の範囲)

第3条 電算機により処理する事務の範囲は、つぎのとおりとする。

1. 東京都世田谷区組織条例(昭和40年3月東京都世田谷区条例第2号)第1条に規定する本部、室及び部並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局および収入役室の事務。
2. 電算機に記録された情報に基づき他の公共団体等へ提供する諸資料を作成する事務。
3. その他区長が必要と認める事務。

(正確性の確保と秘密の保護)

第4条 区長は、電算機の記録を常に正確かつ客観的なものとして維持し、管理するとともに、電算機の運営にあたっては、**区民の基本的人権を尊重し、区民の個人的秘密を保護**しなければならない。

(記録事項等の制限)

第5条 電算機の記録事項には、**個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。**

2 個人的生活に関する事実については、**事務の目的に照らし必要最少限度のものであって、第6条第1項に定める東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会においてその事項を記録することが社会通念上正当であり、かつ、これを記録することによって個人の秘密が侵害されるおそれがないと認めるものに限り、これを記録することができる。**

3 **通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。**

4 第3条第2号および第3号の事務については、原則として統計表等の形式によるものとし、個人を対象とする形式の情報(以下「個人情報」という。)は、区民の権利の擁護及び利益の保護を目的とするもののほか処理しないものとする。

(電子計算組織運営管理審議会)

第6条 電算機の公正かつ民主的運営を図るため、区長の附属機関として東京都世田谷区電子計算組織運営管理審議会(以下「審議会」という。)置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、つぎの各号に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 電算機の運営に伴う基本的人権の擁護および個人的秘密の保護に関すること。

(2) 電算機運営の基本方針に関すること。

(3) その他電算機運営に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、電算機の運営に関する重要事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、つぎに掲げるものにつき区長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

(1) 区民 6人

(2) 区議会議長の推せんする者 6人

(3) 区の職員 6人

東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例(施行時)続

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が任命または委嘱されるまでの間は、その職務を行う。

6 前2項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、東京都世田谷区規則(以下「規則」という。)で定める。

(記録事項の追加、変更等)

第7条 区長は、つぎの各号の1に該当する場合においては、**あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。**ただし、第3号を除き、区長が審議会に諮問する暇がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 電算機にあらたな個人情報の**記録項目を追加**しようとするとき。

(2) 電算機に記録されている個人情報に係る個人ごとの記録項目の集団(以下「個人情報記録事項」という。)を**変更又は廃止**しようとするとき。

(3) 電算機に記録されている個人情報の記録項目(以下「個人情報記録項目」という。)及びその内容を**他の公共団体等に提供**しようとするとき。

2 前項ただし書により処置したときは、区長はこれを審議会に報告しなければならない。

(事務処理状況の公開)

第8条 区長は、個人情報記録事項その他の電算機による**主な事務処理状況について、適時区民に公表**しなければならない。

2 区長は、電算機に個人情報が記録されている個人(以下「本人」という。)から個人情報記録項目の内容について**開示の申出**があったときは、その者の記録項目の内容を文書で本人に通知しなければならない。

(記録項目変更等)

第9条 区長は、個人情報記録事項について、**本人から変更または廃止の申出**があったときは、あらかじめ審議会の意見を聞いてその可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

2 区長は、個人情報記録項目の内容について、**本人から訂正の申出**があったときは、その内容を調査し、その結果を本人に通知するとともに、記録項目の内容に過誤があると認めるときはすみやかにその記録を訂正しなければならない。

3 第8条第2項に定める開示の申出または前2項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を区長に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所

(2) 開示、変更、廃止または訂正を求める事項

(3) 申出の理由

(事務の委託)

第10条 区長は、電算機による処理事務を外部に委託するときは、その委託契約において区民の個人的秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。この場合においては、**あらかじめ委託の内容及び条件について審議会の意見を聞**かなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

※太字は引用者

自治体個人情報保護条例の(※独自の)規定

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合:%)			
	都道府県		市区町村	
個人情報の処理形態の範囲	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
死者に関する情報(※)	30	(63.8%)	1,001	(57.5%)
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47	(100.0%)	1,659	(95.3%)
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45	(95.7%)	1,642	(94.3%)
利用・提供の規制	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44	(93.6%)	1,631	(93.7%)
維持管理に関する規制	47	(100.0%)	1,740	(99.9%)
自己情報の開示の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の訂正の請求等	47	(100.0%)	1,741	(100.0%)
自己情報の利用停止の請求等	47	(100.0%)	1,688	(97.0%)
外部委託時の規制	47	(100.0%)	1,739	(99.9%)
個人情報を取り扱う職員の責務	47	(100.0%)	1,702	(97.8%)
当該地方公共団体職員に対する罰則	47	(100.0%)	1,309	(75.2%)

(※)地方の独自規定

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4 総務省提出資料 6頁】

外部オンライン結合禁止(制限)規定とは？

●世田谷区の例

(旧) 電算条例第5条(記録事項等の制限)

3 通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は、第3条第1号の範囲をこえてはならない。(※制定時は個人情報に限らず、すべての外部回線結合を禁止していた)

(現) 個人情報保護条例第18条(電子計算機の結合の禁止)

実施機関は、個人情報等を処理するため、その電子計算機と区の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合(以下「回線結合」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報等を処理するため回線結合をすることについて法令に定めがあるとき。
- (2) 公にされる個人情報等を処理するため回線結合をするとき。
- (3) 当該回線結合が住民福祉の向上に資するため必要かつ適切と認められ、及び個人情報等についての必要な保護措置が講じられている場合で、実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

●東京都の個人情報保護条例改正(2015年) 原則禁止から原則可能に変更

第11条2(外部提供の制限)

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を**除き**、通信回線による電子計算組織の結合による**外部提供をしてはならない**。

↓

実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に**限り**、通信回線による電子計算組織の結合による**外部提供を行うことができる**。

外部結合禁止した理由と国の一貫した改正要求

●外部オンライン結合を禁止・制限した理由

多くの個人情報を記録する自治体で電算化を進めていく際に、住民の国民総背番号制への不安に添えて、住民情報は自治体の範囲内に限定して住民参加で利用することを約束したもの

例) 世田谷区の「個人情報保護の手引き」より

「区の機関内では、この条例による保護対策がすべて及ぶことになるが、外部に提供された場合には、これと同様の保護措置を採ることは困難である。そこで、個人情報のオンライン処理は、原則として区の機関内部に限定し、区の機関以外との通信回線による結合は原則として禁止することとした。」

●国は一貫して外部オンライン結合禁止規定の改正を求めてきた

- ・2003. 6. 16総務省政策統括官通知←個人情報保護法成立を受けて

「ネットワークを活用した情報処理がIT社会実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止するのではなく、提供の目的、利用形態や権利利益の侵害のおそれ、受領者側における保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。このことから個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合は、早急な規定の見直しが必要である。」

- ・2017. 5. 19総務省大臣官房地域力創造審議官「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」←個人情報保護法・番号法改正を受けて

「行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」

オンライン結合制限の規定状況と総務省の見直し案

個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	オンライン結合制限規定 有り：1,669団体 無し：119団体

<p>(行個法にオンライン結合制限規定が無い理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠く ○利用・提供規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効 (「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局) ※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知(平成29年) 	<p>(条例のオンライン結合の制限規定の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。 ○オンライン結合を可能とする要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」 ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止...のために必要な措置が講じられていると認められる場合」(行個法の安全確保措置と同等の内容) ○オンライン結合を可能とする要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条(安全確保措置)や8条(目的外利用・提供の制限)と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。(これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。)

個人情報保護法の「要配慮個人情報」

2015年の個人情報保護法改正で新たに規定

要配慮個人情報の取得は原則として本人の同意が必要で、オプトアウト手続きによる第三者提供を認めない

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

15

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

【「改正個人情報保護法について」2016. 11. 28個人情報保護委員会事務局より】

要配慮個人情報の規定状況と総務省の見直し案

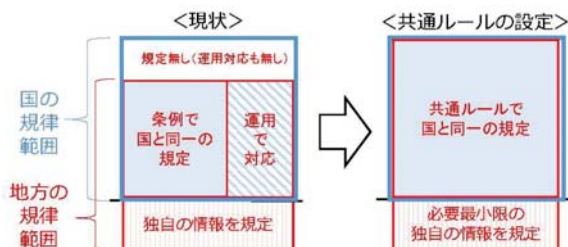
個別論点①：要配慮個人情報の定義

2

<「要配慮個人情報」の位置付け>

・個情法及び行個法のいずれにも、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下のとおり規定 ○行個法2条4項 ・人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴 ・犯罪被害の事実 ・政令で定める記述等が含まれる個人情報 ↓ ○行個令4条各号 ・心身の機能の障害・健康診断等の結果 ・医師等の指導・診療・調剤の事実 ・被疑者等としての刑事事件手続の事実 ・少年の保護事件に関する手続の事実	○多くは、行個法の「要配慮個人情報」と同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。 ○一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは異なる範囲を条例で規定する例がある。 ・行個法が規定する情報を規定していない（運用上も対象としていない）場合 ・行個法が規定していない独自の情報を規定する場合（都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定）
	<独自に規定する情報の例> ○思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等



■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第8回(2020.10.8)資料1(総務省自治行政局)より】

センシティブな個人情報の扱い

旧) 世田谷区電算条例

第5条(記録事項等の制限)

電算機の記録事項には、個人の思想、信条、宗教、人種および特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項を含めてはならない。

現) 世田谷区個人情報保護条例

第7条(収集禁止事項)

実施機関は、次に掲げる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報等を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれか※に該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報等を収集することができる。(※法令の定め、審議会の意見)

第17条(電子計算機への記録)

実施機関は、収集禁止事項に関する個人情報等を電子計算機に記録してはならない。

<国・民間との違いとして考えるべきポイント(条例の意義)>

- ・要配慮個人情報の規定内容は、国や自治体で一長一短⇒適宜見直しが必要
- ・法律の規定や代替のない行政サービスを受けるために自己情報を提供せざるを得ない点が、任意の契約関係である民間と違う(別の規定をする意義)
- ・自治体はセンシティブな個人情報の塊⇒信頼関係がなければ、住民は安心して情報を提供できず、行政サービスが受けられない⇒行政も責任を果たせない。
- ・身近な自治体であれば、問題が起これば、住民の心配に応じて柔軟に対応できる
住民は自分の情報がどこでどのように使われるか、理解・確認しやすい

その他の各条例や法律との規定の違い

●実態調査(第3回懇談会で報告)から

- ・個人情報の定義・範囲(個人識別符号、照合の容易性、要配慮個人情報、死者、等)
- ・目的外利用、外部提供、センシティブ情報の取扱、開示・訂正・利用中止、等
- ・設立法人への適用、審議会、漏えいの報告義務、自治体間の連携、民間からの要望、等
- ・統一的な個人情報保護規律が設けられた場合の支障・課題(なし=都道府県0%、市町村7.3%)

	都道府県	市町村
国の関与が発生した場合に地域の実情を反映した事務処理の運用の確保	44.7%	35.6%
同種の事例に対する他団体との取扱いにおける一体性の確保	74.5%	65.1%
情報公開制度との運用の一体性の確保	57.4%	57.8%
条例の現状の取扱いと差異が発生した場合の対外的説明	70.2%	66.0%

●注目されていないが重要な「必要最小限」原則=情報を集めたがる行政への規制

例) 世田谷区個人情報保護条例 第6条(適正収集の原則)

実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために**必要な最小限の範囲内**で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

※「個人情報保護の手引き」では、「個人情報の過剰な収集を禁止する趣旨……事務処理上の利便性や慣例で安易に、不必要な個人情報を収集してはならない」と説明

↓

審議会の審議ポイントでは、収集・委託・目的外利用・外部提供・電子計算機への記録のすべてに「必要最小限か」をチェック(事務の効率性のみを優先した収集・利用は認めない)

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会諮問事項審議のポイント

1. 収集禁止事項(条例第7条)

- ① 収集する個人情報の項目が、収集禁止事項に該当するか。
- ② 当該事務処理には、その個人情報の項目が必要不可欠か。
- ③ 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ④ 収集方法は適正か。

2. 本人外収集(条例第8条・第6条)

- ① 本人外収集の必要性(本人から直接収集できないのか)8)
- ② 収集する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 収集の方法が適法かつ公正か。
- ④ 収集する個人情報が収集禁止事項に該当していないか。

3. 外部委託(条例第12条)

- ① 委託に伴って取り扱われる個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ② 委託に伴って付される条件(個人情報の授受の方法、作業場所、処理方法等)が、個人情報保護の見地から適切か。
※電算処理又はマニュアル処理に係る委託の条件を満たしているか。
※契約の際に、特記事項を付しているか。
- ③ 委託先の個人情報の保護管理体制が、受託者の選定基準を満たしているか

4. 目的外利用(条例第15条・第14条)

- ① 区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。
- ② 目的外利用の必要性(理由)に相当性があるか。
※事務の効率性のみを優先していないか。
- ③ 利用する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

5. 外部提供(条例第16条・第14条)

- ① 外部提供する理由は妥当であるか。
- ② 本人同意を得て行う余地はないのか。
- ③ 提供先での個人情報の保護管理体制は十分か。
- ④ 提供にあたっての条件は何か。(利用についての制限を相手方に付しているか。)
- ⑤ 提供する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。

6. 電子計算機への記録(条例第17条)

- ① 住民サービスの向上や事務処理の効率化という見地から、記録する理由は妥当か。
- ② 記録する個人情報の項目は何か。また、その範囲は**必要最小限**のものか。
- ③ 入力作業はどのように行うのか。
- ④ 保護管理体制は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)

7. 回線結合(条例第18条)

- ① **結合の目的・理由**が、区民福祉の向上に資するためといえるか。
- ② **代替手段**はないのか。
- ③ 結合によって**処理される個人情報**の項目は何か。
- ④ **結合先の保護管理体制**、信頼性は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑤ 結合元の保護管理体制は十分か。(データの保管方法、アクセス制限等)
- ⑥ 結合に伴う保護管理体制は十分か。(漏えい等の心配はないか。)
- ⑦ 結合方法(**双方向か単一方向か**)。

これが丁寧な進め方!? 一方的に論点整理した自治体との意見交換

●「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」の経緯

第1回2019.12.2 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案

第2回2020.1.29 東京都・神奈川県・山梨県から報告

第3回2020.5.25 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告

個人情報保護委員会の保護制度見直しの考え方、有識者検討会の意見

※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定

第4回2020.7.3「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ

●「実務的論点の整理に向けて」に対して自治体からは異論相次ぐ(第4回懇談会)

- ・全国知事会「事務局のほうからは意見交換は今回限りというように聞いておりました、議論が深まらないまま実務的論点として個人情報保護制度の見直しに関する検討会へ報告されるということに懸念……論点はあくまでも個人情報保護委員会が整理したものでありまして、**懇談会の議論の結果として取りまとめたものではない**ということを確認させていただきたい」

「この懇談会で何らかの取りまとめを行うことはもう想定していないのだということであれば、休止という形ではなくてきちんと一度ここでこの懇談会自体を閉じるというのも一つの考え方」

- ・全国市長会「これが**地方全体の意見と受け止められないように**……事務局から出ている資料というのが結果、懇談会としてまとめたもの、もしくは了承されたものということにならないようにしていただきたい」
- ・全国町村会「実務的論点の整理に向けてといった趣旨の議論は実際にはなされていないように認識をしております。そのような中で、こちらの論点整理ではあたかも懇談会での議論に基づいて**一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できない**」
- ・総務省「各自治体の皆様、それから、3団体の皆様から御意見がございました。その辺りを十分にお含みおきをいただいて御対応いただきたいと強く思っております。」

●個人情報保護委員会の対応

- ・懇談会のまとめとしては報告しない、懇談会としての取りまとめを目指すという報告もしない。
- ・「どういったニーズがあるかということについては必ずしも現場の実務をやっている皆様方の心に刺さる形では日々届いていないのだなということが改めて分かりました。……私どもはある種、挟まれて苦労している、困っている……その辺りの認識のレベルをまずそろえるところからやらなければいけない」
- ・今後は懇談会とは別の形で、意見交換の段階から具体的な検討の段階に発展させていく必要がある。

「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」(令和2年6月24日第146回個人情報保護委員会決定)

個人情報保護委員会が一方的に決定し、7月3日第4回地方公共団体との懇談会に示す
⇒「まとめ」として認めず

1. 個人の権利利益の保護の必要性
 - ・ 個人情報保護法では、地方公共団体は「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」(法第5条)と規定。
 - ・ 法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫を行うことは望まれること。
 - ・ 一方、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が異なり、また、一部の地方公共団体が取扱う個人情報については個人情報保護条例の対象となっていない現状について、どう評価するか。
2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス
 - ・ **地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高い。**
 - ・ 個人情報の保護と利活用は、車の両輪。
 - ・ 利活用側として主に想定される民間側の法制とも整合的である必要性。
3. 個人情報保護条例の規律の調和
 - ・ 地方公共団体の個人情報保護については、当初、先駆的団体によって国に先んじて導入された経緯や、現在、個人情報保護条例が存在するという事実も踏まえた議論が必要。
 - ・ 一方、個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムの実現という視点も重要。
 - ・ 民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的にみてもデータの流通に対するニーズが高い分野(例：医療・学術)の取扱いも論点。
4. 個人情報保護条例の解釈・運用の調和
 - ・ 団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在。
 - ・ 現行の個人情報保護法上、国と地方との役割分担や連携の在り方が必ずしも明確でない。
5. 地方公共団体の体制面の課題への対応
 - ・ 個人情報保護条例の運用体制が、団体の規模によって大きく異なっている実態。
 - ・ 特に、小規模団体には、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在。

総務省が自治体に、現状と改正による支障の有無を調査照会

事務連絡
令和2年10月9日

各都道府県個人情報保護制度担当課 各都道府市区町村担当課

総務省自治行政局行政課

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査について(照会)

各地方公共団体におかれましては、日頃から個人情報保護制度の適切な運用に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報保護制度に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)において「個人情報保護制度全体の不整合が存在する中で、個人情報保護3法の共通化を図るとともに、歩調を合わせ、地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」こととされ、また、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」こととされたところです。

これらを踏まえ、内閣官房において開催されている個人情報保護制度の見直しに関する検討会において、個人情報保護3法の共通化及び地方公共団体の個人情報保護制度の在り方に関する検討が行われています。

今般、地方公共団体の個人情報保護制度の見直しを検討するにあたり、別添のとおり照会いたしますので、内容を御確認の上、下記のとおり御回答いただきますようお願いいたします。

記

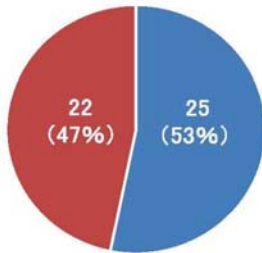
- 1 照会事項 別添1「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査」
※全ての設問に御回答願います。
- 2 回答期限 令和2年10月22日(木)17時
- 3 回答方法 (略)
- 4 その他 (略)

③ 個人情報の取扱い

【方向性】

- (1) 「個人情報」の保有制限は、国と同じ規律を導入することで条例で定める要配慮個人情報の保有制限の目的を達成
- (2) 安全確保措置や目的外利用・提供制限は国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、条例で定めるオンライン結合制限の目的を達成
- (3) 目的外利用・提供制限は、国と同じ規律を導入し国が定めるガイドライン等に基づき運用することで、適切な事務の遂行を確保

【意見】



■ 支障あり ■ 支障なし

【支障ありの主な理由】

- 要配慮個人情報の保有制限
 - 要配慮個人情報の保有制限を撤廃すると、県における個人情報の取扱いが後退したと受け取られる懸念がある
 - 住民に接する機会が多い地方ではセンシティブ情報に接する機会が多く切実な状況にあり、多くの自治体で取得を一律に禁止している現状を鑑み、国が地方の規律の仕方に合わせることで適正なセンシティブ情報の取扱いに資すると思料
- オンライン結合制限、目的外利用・提供制限
 - オンライン結合制限は、オンライン結合に係る第三者評価の意味合いがあると考えており、その仕様、条件、安全確保措置の具体的な提示が必要
 - 目的外利用・提供は個人の権利利益に大きな影響を及ぼすため、技術的な助言であるガイドラインではなく、法律に明記すべき
 - 目的外利用・提供制限について行個法にない地方独自の規定は、新法による取り込みやガイドラインにより地方の独自判断が可能となるよう検討されたい
 - ガイドライン等だけでは判断できないことも想定され、その場合には地方公共団体が設置する審議会等が関与できる仕組みが必要と考える

**地方におけるこれまでの個人情報の取扱いとの齟齬や後退が生じる
ことのないよう、法律による措置やガイドラインの策定、地方の審
議会の関与を求める意見が多い**

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第10回(2020.11.27)資料4 全国知事会ヒアリング資料】

全国知事会のヒアリング意見

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ① 素案で示された方向性について、法案提出までに具体的な内容を示すこと
特に個人情報の定義については、従来の保護レベルに配慮するとともに、要配慮個人情報や死者に関する情報など取扱いについても検討すること
- ② その上で、各地方公共団体が個人情報保護制度を適切に運用できるよう、法施行までにガイドラインにおいて整理すること
- ③ 「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」については法律で明確に規定するとともに、これまで地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項を認めるよう十分に配慮すること
併せて、個人情報保護委員会による関与の在り方については、地方自治の観点から過大とならないよう慎重に検討すること

自治体の独自性への配慮と現行規定内容の維持を求める

2. 地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対する 意見・要請

- ④ 共通ルール¹の法律化やガイドラインによる明確化²がなされた後も、地方公共団体において独自の保護措置を講ずべき事項があることを共通認識とし、その実施に支障を生ずることのないよう十分に配慮すること
- ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求については、地方公共団体における個人情報保護行政の中核であり、法律で規定する際には、これまで条例によって実現してきた規律や運用を十分に踏まえて制度設計すること
- ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入については、法制化により見込まれる地方の負担増に対し国において十分な人的・財政的措置を検討するとともに、作成組織の整備等、全国一律で実効性を高めるための体制整備についても検討すること
- ⑦ 法律の施行期日については、条例改正の手続き、事務処理要領策定・職員研修、住民への周知等を考慮し、十分な準備期間を設ける（会計年度任用職員制度：法施行までに約3年の期間を設定）とともに、国は、こうした作業に対して丁寧な助言・支援を行うこと

16

2020. 11. 27第10回検討会に示された自治体の保護制度案(1)

1 法律による全国的な共通ルールの設定

(1) 地方公共団体の条例による規律とその課題

近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、地方公共団体が保有する個人情報についても、個人の権利利益を保護しながら活用することが期待されている……データ利活用の円滑化への取組も一層加速させなければならない。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通との両立が要請される中、地方公共団体ごとの条例の規定や運用の相違がデータ流通の支障となり得る、条例がないなど求められる保護水準を満たさない地方公共団体がある、といった指摘……地方公共団体の条例を含む当該分野の個人情報保護に関するルールが不統一であることが円滑な共同作業の妨げ

国際的なデータ流通が増大していく中で、G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略との整合を図るとともに、GDPR³十分性認定への対応を始めとする国際的な制度への調和についてもその必要性が一層高まっている。

(2) 法制化の方向性

- ・全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを法律で規定
- ・国が地方公共団体に対し、個人情報の取扱いについて、ガイドライン等を示す
- ・それにより、地方公共団体も含めた我が国全体で、個人情報保護とデータ利活用のバランスを図り、個人情報保護制度全体の整合性を確保し、制度の全体的・機動的な見直しを可能とするとともに、我が国の成長戦略との整合や国際的な制度調和を図る
- ・法制化後も、地方公共団体が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められる……、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではない

2020. 11. 27第10回検討会に示された自治体の保護制度案(2)

2 規律の具体的内容

(1) 総論

法律により、見直し後の行個法と同等の規定を適用することが適当(個人情報の定義(照合の容易性の扱い)、要配慮個人情報の定義、個人情報の取扱い(保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等)、個人情報ファイル簿の作成及び公表等)

医療分野・学術分野における規制は、基本的には国の行政機関と同様の整理をするのが適当

個人情報保護委員会が地方公共団体等における個人情報の取扱いを監督する体制を構築することが適当。監督の具体的内容は、国の行政機関等に対するものと同等のものとするのが適当

(2) 個人情報の取扱い

1. 個人情報の保有(要配慮個人情報の取得制限等)

行個法と同等の規定を適用することにより、従前と同水準の個人情報の保護を図ることができる

2. 個人情報の目的外利用・提供(行個法(第8条第2項)より具体的に可能な場合を規定する例が多い)

地方公共団体にも行個法と同等の規定を適用し、「相当な理由」や「特別な理由」の具体的な判断に資するために国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うことで、個人情報の保護水準を従前から変えることなく、共通ルールの下での目的外利用・提供の円滑な運用が図られる

3. オンライン結合(行個法にはない制限規定を置く例が多い)

「ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもあることから、**これらの制限規定は廃止するのが適当**」

2020. 11. 27第10回検討会に示された自治体の保護制度案(3)

(3) 開示、訂正及び利用停止の請求

自己情報の開示請求等の請求権、要件、手続の主要な部分は法律により、地方公共団体の情報公開制度との整合を図る部分等は条例により規定することを可能とすることを検討することが適当

自己情報の開示決定等に対する審査請求……、法制化後も、現行の諮問機関である審査会等の機能を基本的に維持することとしつつ、個人情報保護委員会に勧告権限を与えることとするのが適当

(4) 匿名加工情報の提供制度の導入

行個法と同等の規定を適用しつつ、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することができることとするのが適当

(5) 条例で定める独自の保護措置

- ・共通ルールよりも保護の水準を下げる規定を条例で定めることは、法律の趣旨に反し認められない
- ・共通ルールよりも保護の水準を高める規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではない。
ただし、個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、条例で独自の保護措置を規定できるのは**特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限る**こととするのが適当
- ・法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少する……地方公共団体における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行
- ・独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、その内容を事前に確認し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができることとするのが適当
- ・そのような条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出ることとするのが適当である。これを受けて、個人情報保護委員会は、必要に応じ、助言等の適切な監督を行うことが適当
- ・死者に関する情報別途条例で規定を設け、必要な保護を図ることは考えられる

(6) 施行期日等 準備等に要する期間を十分に確保して設定することが適当

個人情報保護条例の共通ルール化の何が問題か(1)

●見直しの必要性は、結局、円滑な利活用に支障ということ

- (1) 団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
- (2) 求められる保護水準を満たさない団体がある
- (3) 独立した機関による監督等を求めるGDPR十分性認定など国際的な制度調和
- (4) DFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請
⇒ (2) (3) は、個人情報保護委員会が助言・支援していけばいい

●住民情報を利活用の対象として見ている＝情報を行政に提供する住民の立場を忘却

「まずは、自らの情報を取得され利用される個人の目線から、制度の合理性等の検討がなされる必要がある」※と言いながら、利用する側（企業・研究者・他行政機関）からの目線に
※「官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について」（懇談会第3回資料2）

●産業界からの利活用の要請（個人情報保護制度の見直しに関する検討会第7回2020.9.7）

日本経団連（資料2）

- ・DX（デジタル革新）の実現にむけて、さらなるデータ利活用の促進が大きな鍵
- ・個人情報を円滑に取扱うためには、官民が同一の規律のもとにおかれることがきわめて重要
- ・条例の差異（「2000個問題」）で官－官・官－民の円滑な情報流通を阻害
- ・条例の「上乘せ、横出し」の必要性に関する立証が必要

新経済連盟（資料3）

- ・データ流通基盤として統一的な法体系が必要不可欠ゴールを切って一刻も早く検討を
- ・統一性の観点から一定の縛りをかけながら自主性・自律性を確保する措置（例：地方税法の法定外目的税）
- ・オンライン結合制限規定はデジタル化に逆行
GIGAスクール構想、オンライン教育、医療、MaaS（交通手段をシームレスに）、スマートシティの阻害

個人情報保護条例の共通ルール化の何が問題か(2)

●デジタル化政策による性急で強引な見直し

「国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）について、個人情報保護法と統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で規定した上で、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する仕組みとすることとし、このための法律案を2021年の通常国会に提出する。これらにより、個人情報保護に関する法律と所管が一元化され、民間事業者等の負担の軽減などが期待される。」

（「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（案）」44頁令和2年12月11日マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ）

●条例を単に先行としか意義を認めず国基準化＝住民自治・地方自治の視点が欠落

●憲法、個人情報保護法に反する自治の否定

※個人情報保護法の自治体についての規定

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第11条（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。……

●事務負担

過去の個人情報保護法改正にともなう条例改正も容易ではない現状
結局、条例の見直しでなく、条例の廃止になっていくのではないか

●オンライン結合禁止・制限は、自治体が住民情報に責任を持つという住民との「約束」 データ流通が拡大する時代だからこそ、その真価が問われる

地方自治体を国の出先事務所化する地方行政のデジタル化

地方行政のデジタル化の加速化について

R2.10.23 令和2年第15回
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

行政のデジタル化の鍵である

1. マイナンバーカードの普及

- 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速
- 市町村の「交付円滑化計画」の改訂により普及促進策や交付体制の強化を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力

地方のデジタル化の基盤となる

2. 地方公共団体の情報システムの標準化

- 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、次期通常国会に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す
- 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「自治体DX推進計画(仮称)」を年内に策定

個人情報保護とデータ流通の両立を図る

3. 個人情報保護制度の見直し

- 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討
- 次期通常国会に法案の提出を目指す

国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

地方六団体と総務大臣との意見交換会（10/13開催）

- 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

どう対応していくか

- スケジュールありきの性急な法改正をさせない
 - ・ 次期通常国会に法案提出
 - ・ 2021～5年度 準備、施行、運用支援（政省令、ガイドライン）
- 外部オンライン結合制限規定が最大の争点
- 住民自治が問われている
 - 住民が自分の情報の扱われ方を自ら決めることが条例の意義規定が国に似ているからと、廃止されるものではない
- 地方自治が問われている
 - デジタル化で進む自治体システムの標準化・クラウド化
 - 自治体システムデータ連携標準検討会
 - 標準レイアウト仕様に揃える（住民基本台帳、印鑑登録、住登外管理、戸籍、就学、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収滞納管理、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、健康管理、児童手当生活保護、障害者福祉、人事給与、文書管理、子ども・子育て支援）
- 自己情報コントロール、情報自己決定権の必要
 - デジタル庁で、官民個人情報のシームレスな流通が目指されている
 - マイナンバー違憲訴訟では、国は自己情報コントロール権は憲法で認められた権利ではないと主張
- 行政・議会・審議会から異議申立てを

－ 会長発言要旨 －

▽ マイナンバーカード

政府がマイナンバーのメリットを広報・宣伝する一方、地域住民から個人情報の流出や監視社会化などへの心配の声が強くなる。住民の不安解消のため、情報連携システムについて政府自身による分かりやすい説明と国民の理解を深めてもらう努力が必要と感じる。

▽ デジタル庁

マイナンバー関連業務など市町村が現在行っている事務を検討の対象とする場合は、地方自治体の意見を十分配慮いただきたい。

▽ 情報システムの標準化

自治体の基幹的業務のシステム標準化を進める際には、政府が主導する標準仕様書の作成などに地方自治体の意向を適切に反映されるようお願いする。また、開発された標準システムの無料配布や新システムに迅速、統一的に移行可能な環境の整備を求める。加えて、2025年までの標準化のために、自治体への支援措置を目に見える形で確実に講じていただきたい。

▽ 個人情報保護条例の標準化・法制化

個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい。

（「全国市議会旬報」2020.10.25
総務大臣と地方6団体意見交換で